

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

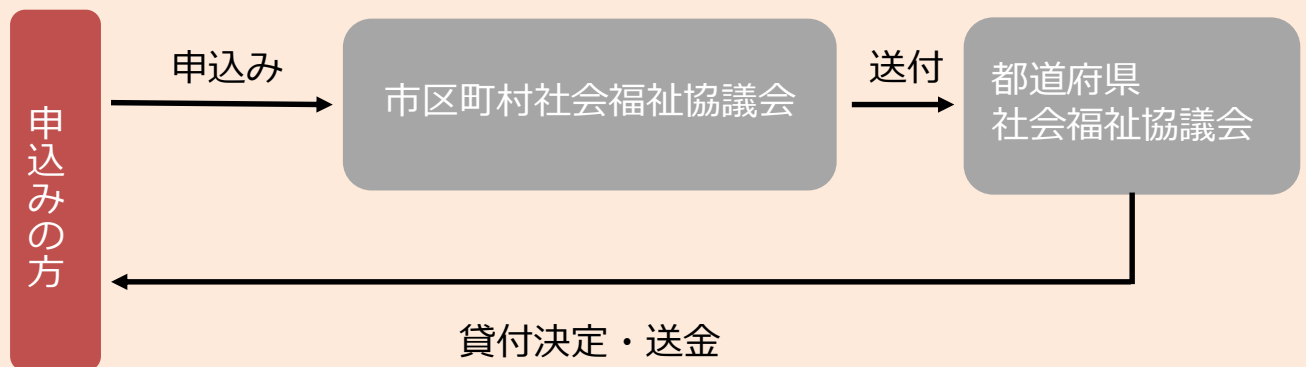
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。（申請期間は令和4年9月末日まで延長）

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



### ●お問合せ先

**社会福祉法人 三種町社会福祉協議会**

**ふれあいあんしんセンター**

電話：0185-83-4861（月～金曜日 8:30～17:15）

住所：三種町森岳字上台93-5

## 主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的な生計維持のための生活費をお貸しします。

### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

### ■ 貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

### ■ 据置期間

1年以内

### ■ 償還期限

2年以内

### ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）

生活再建までの一定期間（3か月）の生活費をお貸しします。

### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

### ■ 貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
  - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3か月以内

### ■ 据置期間

1年以内

### ■ 償還期限

10年以内

### ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

※1 今回の特例措置では、二つの資金とも、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとしています。（緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付分については、令和3年度または令和4年度のいずれかが住民税非課税である場合。ただし、令和4年4月以降の申請分については、令和5年度の住民税非課税である場合。なお、住民税非課税を確認する対象は借受人及び世帯主となります。）

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3か月貸し付けることで対応。（原則最大80万円）

※3 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

※4 据置期間は1年以内です。ただし、令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長します。